

別記第5号様式（第7条関係）

一般廃棄物処理業等（収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業）許可証

許可第31 - 3号

令和元年10月8日

旭川市新星町1丁目1番9号

旭東清掃株式会社

代表取締役 成田 義勝 様

和寒町長 奥 山



令和元年9月30日付けで申請のあった、一般廃棄物（収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業）については、これを許可します。

取扱一般廃棄物の種類	一般廃棄物(家庭系ごみ) (清掃業は記入不要)
業 の 区 分	一般廃棄物収集運搬業
許 可 の 有 効 期 限	令和元年 10月 17日から 令和3年 10月 16日まで (2年間)
廃 棄 物 の 処 分 先	和寒町一般廃棄物最終埋立処分場
許 可 区 域	和寒町区域内

遵 守 事 項

1. 許可証は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
2. 許可証の有効期限が満了したとき、又は事業を休業止、若しくは許可を取り消されたときは許可証の返還をすること。
3. その他関係法令、条例及び規則の規定を遵守すること。